

公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成27年4月1日

1. 業務委託の概要

(1) 件名

区役所周辺サイン整備計画策定及び実施設計業務委託

(2) 目的

区役所周辺の一定範囲を対象として、公共サインに関する諸課題を整理し、新たな公共施設の開設に伴う誘導・案内のための整備計画を策定するとともに、既存サイン改修及び新規サイン設置のための実施設計を行う。

(3) 対象範囲

対象範囲は、区役所周辺、東急世田谷線、世田谷駅及び松陰神社駅周辺（世田谷区世田谷三丁目、四丁目、若林四丁目の一部、約270,000㎡）とする。

【別紙1】「対象範囲図」参照

(4) 業務委託内容

区役所周辺サイン整備計画策定業務

ア) 現状把握、課題整理、及び新設・改修計画の策定等

）現地調査及び現況把握による課題の抽出

- ・既存サイン21基（【別紙2】「既存サイン一覧」参照）の現況把握と課題整理
- ・公共施設（道路・合同庁舎）の改変（【別紙3】「区役所周辺公共施設改変概要」）を踏まえた誘導等の課題整理

）既存サインの改修及び新規サインの設置計画策定

- ・既存サインの板面変更 10～15基
- ・新規サインの設置（誘導サイン） 5～10基

イ) 新設・改修サインのデザイン案作成及び仕様書作成等

）区役所周辺サインの基本デザイン案作成

- ・矢羽型、案内図型、ボックス型車両誘導、歩行者誘導（ネコサイン後継）各2案

なお、基本デザインの著作権は世田谷区に帰属し、本業務完了後に区が対象範囲内においてサインを設置・改修する際のデザインの使用を妨げないこととする。

）新設・改修サインの表記内容検討及び仕様書作成

）庁内検討会議への出席、資料作成及び会議録作成 5回程度

《配慮事項》

- ・各サインの位置および表記内容を踏まえ、統一性のある誘導・案内を行うこと。
- ・サイン本体および表示部の形状・寸法・材質・色彩等は、見つけやすさ・読みやすさを重視し、かつ対象範囲の地域特性を踏まえ景観との調和に配慮すること。
- ・表示の書体・寸法・色彩・コントラスト等は、読みやすく、理解しやすい表現であること。
- ・サイン本体及び表示部ともに、堅固かつメンテナンスが容易な仕様とすること。
- ・ユニバーサルデザインの視点に立ち、高齢者・障害者、外国人等、多様な利用者に配慮すること。

- ・先進事例を参考にし、地域の特性を踏まえた効果的な手法を検討すること。
- ・道路占用許可基準その他の法令を遵守すること。

サイン実施設計業務

ア) ア))の新規設置サインを製作、設置するための実施設計図書作成

- ・実施設計図の作成（東京都土木工事標準仕様書及び世田谷区土木工事標準仕様書に則る。）
- ・工事に係る特記仕様書の作成
- ・内訳書の作成
- ・工事経費概算書の作成
- ・各種計算書の作成
- ・工事工程表の作成

イ) 担当者との打合せ、道路・交通管理者協議への出席及び打合せ議事録の作成

(5) 履行期限 契約の日から平成27年11月30日(月)まで

ただし、整備計画策定業務については、8月31日(月)までに新設工事費及び改修委託費の概算金額を算出し、9月30日(水)までに報告書を提出すること。

2. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。また、同上第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- (3) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 平成20年度以降に、本件の対象範囲と同規模以上の範囲において、公共サインの整備計画策定業務及び実施設計業務を官公庁から受託した実績を、それぞれにつき1件以上有すること。

確認のため、参加表明書を提出する際に、官公庁との契約書の写しを添付すること

3. 企画提案書の提出者を選定する基準

企画提案書等の審査は、別に定める要綱により審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき二段階審査方式で実施する。

なお、参考見積は、提案内容との整合性及び区予算における妥当性を確認するためのもので、価格の高低による差異は評価の対象としない。

4. 提案書を特定するための主な評価基準

企業実績

予定技術者実績

業務実施体制

特定テーマに対する提案

業務実施方針

資料作成能力

取り組み姿勢

コミュニケーション力

5. 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区都市整備部都市デザイン課都市デザイン担当(湖東、栗野)

電話：03-5432-2039 ファクシミリ：03-5432-3023

(2) 説明書の配布期間及び配布場所並びに方法

期 間：平成27年4月1日(水)から平成27年4月14日(火)

土・日曜を除く午前9時から午後5時(正午から午後1時を除く)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：希望者に無償配布する(区のホームページからダウンロード可)

(3) 参加表明書の提出期限及び提出場所並びに方法

期 限：平成27年4月14日(火)午後5時必着

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参又は郵送(Eメール及びファクシミリ可)

メールアドレス【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

(4) 質疑及び回答(企画提案書に係る質問について)

期 限：平成27年4月20日(月)午後5時必着

提 出 先：都市デザイン課

メールアドレス【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

提出方法：質問は、Eメールにより行うものとする。なお、文書には『「世田谷区ユニバーサルデザイン普及推進事業業務委託」に関する質問』と明記し、貴社の担当窓口の部署、氏名、電話、ファクシミリ番号及びEメールアドレスを併記すること。

回答方法：回答については、取りまとめた上で参加者全員に対して、Eメールにより行う。

回答予定日：平成27年4月23日(木)

(5) 提案書の提出期限及び提出場所並びに方法

期 限：平成27年4月17日(金)から5月8日(金)午後5時必着

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参又は郵送(宅急便、書留など、送達確認できるものに限る)

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成：要

(4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無し

(5) 関連情報を入手するための照会窓口【5.(1)に同じ】

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は、5.(2)の説明書による。

7. 担当部署

世田谷区都市整備部都市デザイン課都市デザイン担当(湖東、栗野)

電話：03-5432-2039 ファクシミリ：03-5432-3023